

第3次
孺恋村地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和2年3月



目 次

	Page
序章 計画策定の背景	1
第1章 計画の基本的事項	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 対象範囲	4
5 対象ガス	5
第2章 温室効果ガスの排出状況	6
1 基準年度	6
2 温室効果ガス排出状況（エネルギー種別）	6
4 温室効果ガス排出状況（施設別）	7
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	8
1 温室効果ガス排出量の削減目標	8
2 目標達成のための基本方針	9
第4章 目標の達成に向けた取組	10
1 職員等の取組	10
2 施設や設備管理者等の取組	11
3 事務局の取組	13
第5章 計画の進行管理・推進体制	14
1 進行管理	14
2 推進体制	15
3 CMS の運用スケジュール	16
3 CMS の取組内容	17

序章 計画策定の背景

「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は、2014年に第5次評価報告書を発表し、『20世紀後半において観測された地球温暖化は、人為起源の温室効果ガスの排出が原因であった可能性が極めて高い』と報告しています。地球温暖化問題は、わが国の問題のみならず、世界規模で取り組むべき課題となっています。

このような中、2015年にフランス・パリで、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開かれ、温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組である「パリ協定」が採択されました。

これを受けて、我が国は「地球温暖化対策計画」を2016年に策定し、『2030年度までに2013年度比26%の温室効果ガスの削減』という目標を掲げました。

また、その中で、地方公共団体の事務事業が所属する「業務その他部門」は、これまでの温室効果ガスの増加傾向が大きいことを踏まえ、『2030年度までに2013年度比40%のエネルギー起源CO₂の削減』という厳しい削減目標を掲げています。

孺恋村(以下『本村』という。)では、2010年3月に「第1次孺恋村地球温暖化対策実行計画」を策定、また2015年3月に「第2次孺恋村地球温暖化対策実行計画」を策定し、本村の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。

今回、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化や、本村における施設の整備・稼働状況などを考慮して「孺恋村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下『本計画』という。)を策定し、本村の事務事業により排出される温室効果ガスの削減にこれまで以上に取り組んでいきます。

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

我が国では、地球規模で直面している課題である地球温暖化問題への対応の一環として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、地方自治体が実施する事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた「本計画」の策定を義務づけています。

これを受けて、本村の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的として、「本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、国内外の地球温暖化に係る状況の変化や、近年における本村の施設の整備・稼働状況などを考慮しました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」での実行計画策定に係る内容

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 (省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 (省略)

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

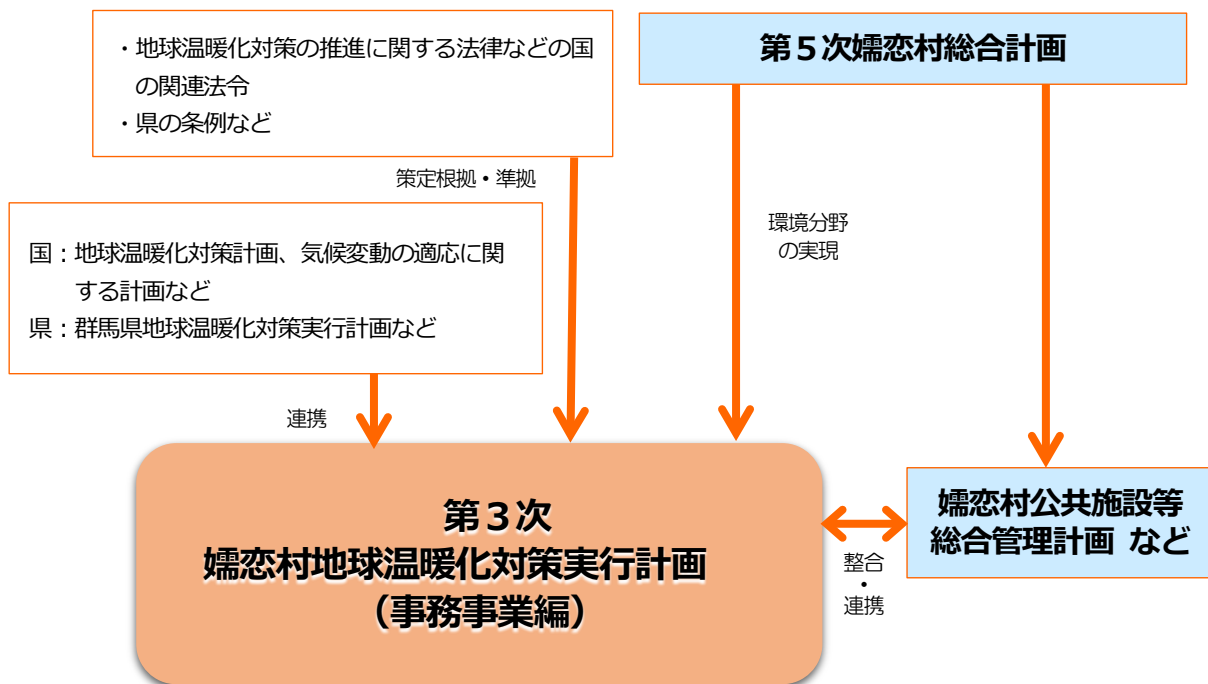
11～12 (省略)

2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定したものであり、「第5次 嬭恋村総合計画」に掲げる環境分野の実現に係る施策等を具体化した計画です。

村内でも最大規模の事業者である村役場が率先して温室効果ガスの削減に取り組む意義と効果は大きく、また、責務があると考えます。

「実行計画（事務事業編）」の位置づけ



3 計画期間

■ 2020 年度～2030 年度の 11 年間

国の「地球温暖化対策計画」の計画期間が 2030 年度までであるため、本計画の期間は、これに合わせて、現時点（2020 年度）から 2030 年度までの 11 年間とします。

2025 年度までの実施の状況や地球温暖化対策に関する技術開発や社会経済情勢の変化等を踏まえ、2025 年度中に計画の中間見直しを行います。

4 対象範囲

- 対象施設：本村が保有する以下の施設
- 対象事業：以下の施設で実施する全ての事務事業

本計画は、本村が保有する以下の施設で行う事務事業を対象としますが、中間見直し等の時期を捉え、本村が保有する全ての施設（指定管理者制度を導入した施設を含む）へ対象範囲を拡大していきます。

施設名	所管課	施設名	所管課
役場庁舎	総務課	田代小学校	教育委員会
建設課車庫	建設課	干俣小学校	教育委員会
地域交流センター	総合政策課	西部幼稚園	教育委員会
農村環境改善センター	住民福祉課	スケート夏期練習場	教育委員会
いきいきセンター	住民福祉課	総合グラウンド	教育委員会
孀恋会館	教育委員会	運動公園	教育委員会
孀恋郷土資料館	教育委員会	簡易水道配水池	水道課
給食センター	教育委員会	上水道第一浄水場	水道課
東部小学校	教育委員会	上水道第二浄水場	水道課
孀恋中学校	教育委員会	公共下水処理場	水道課
西部小学校	教育委員会	集落排水処理場	水道課
東部こども園	教育委員会		

5 対象ガス

■ 対象ガス：「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める7種類の温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、7種類の温室効果ガス（下表の①～⑦）が定められており、本計画ではこれらを対象とします。

ただし、⑤カーボン類（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF₆）、⑦三ふっ化窒素（NF₃）については、事務事業に伴う排出がされないため、計画の算定対象外とします。

また、本村から排出している温室効果ガスの大半が二酸化炭素であることから、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボンについても、計画の算定対象外とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類の温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンなどの冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 基準年度

基準年度

2018年度を基準年度とします。

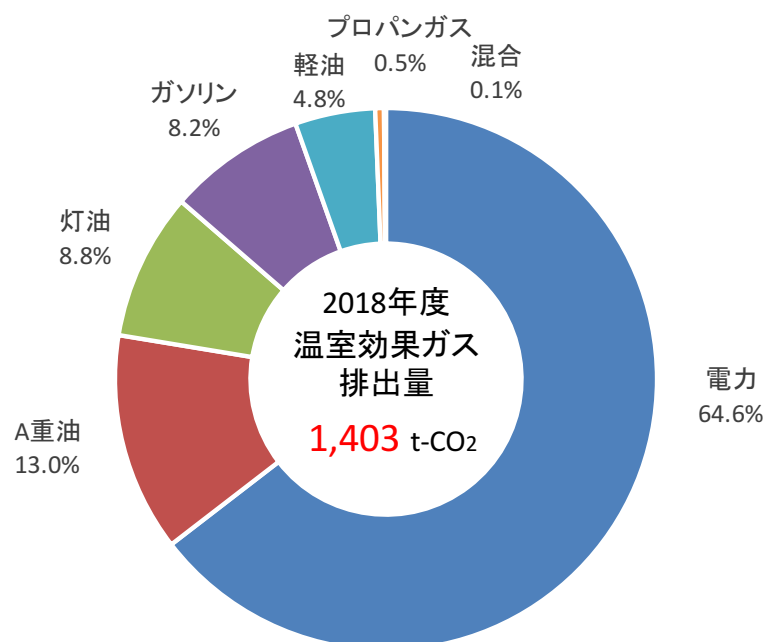
国の「地球温暖化対策計画」の基準年度は、2015年度ですが、本村では、その後に施設の廃止や統合が行われ、2015年度当時と現在の施設状況が大きく異なるため、直近年度である2018年度を基準年度とします。

2 温室効果ガス排出状況（エネルギー種別）

基準年度である2018年度の温室効果ガス排出量は「1403 t-CO₂」です。

エネルギー種別の内訳をみると、電力使用に伴う温室効果ガス排出量が全体の64.6%を占めています。これに次いでA重油が13.0%、灯油が8.8%、ガソリンが8.2%となっています。

温室効果ガス排出量（エネルギー種別）

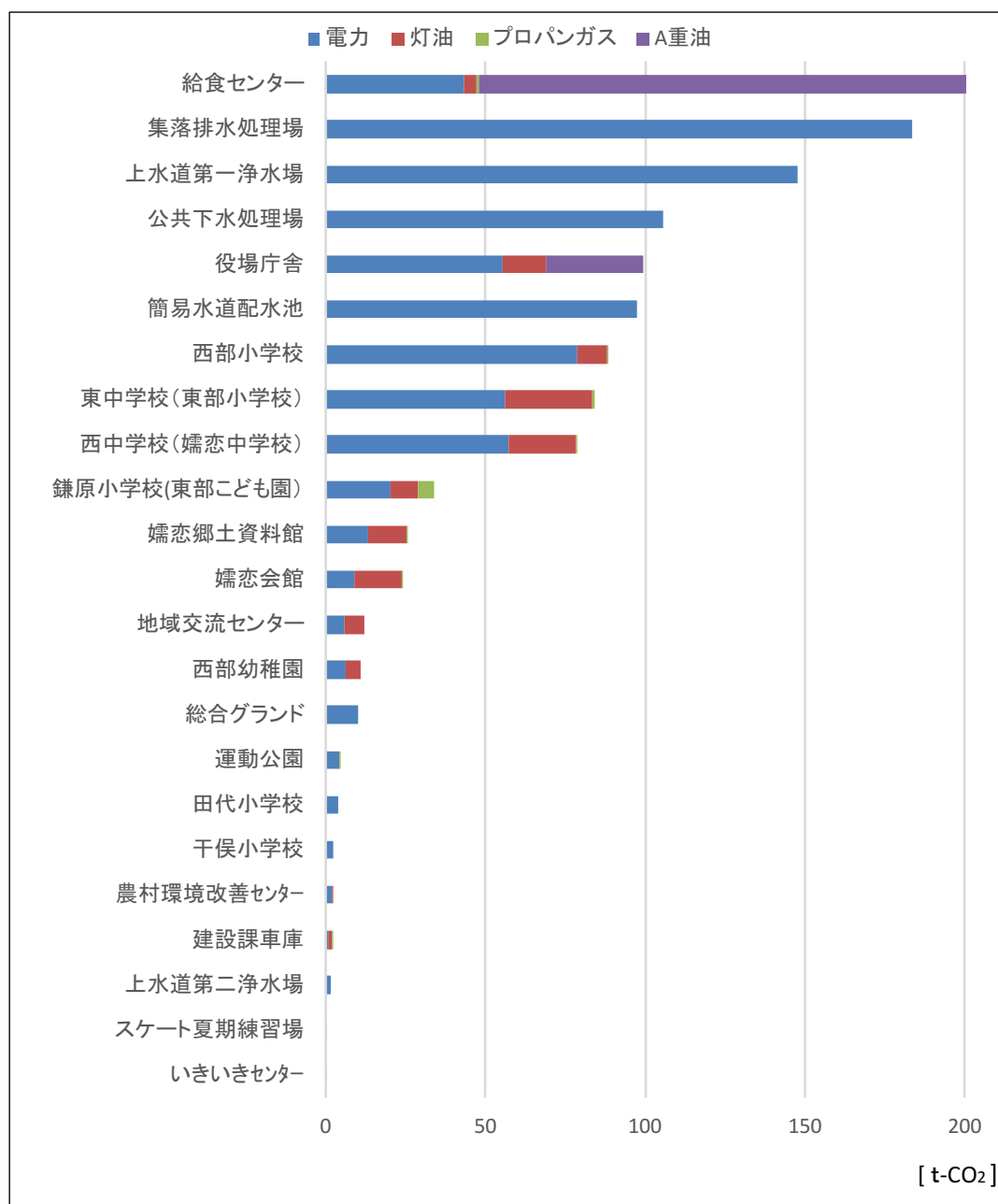


エネルギー項目	排出量	構成比
合計	1,403 t-CO ₂	100.0%
電力	906 t-CO ₂	64.6%
A重油	183 t-CO ₂	13.0%
灯油	123 t-CO ₂	8.8%
ガソリン	115 t-CO ₂	8.2%
軽油	67 t-CO ₂	4.8%
プロパンガス	7 t-CO ₂	0.5%
混合	2 t-CO ₂	0.1%

4 温室効果ガス排出状況（施設別）

施設別の温室効果ガス排出量の状況を見ると、最も排出量の大きい施設は、給食センターであり、次いでプラント系施設である集落排水処理場、上水道第一浄水場、公共下水処理場と続いています。事務系施設では、役場庁舎が最も大きく、次いで西部小学校、東部中学校となっています。

温室効果ガス排出量（施設別）



第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

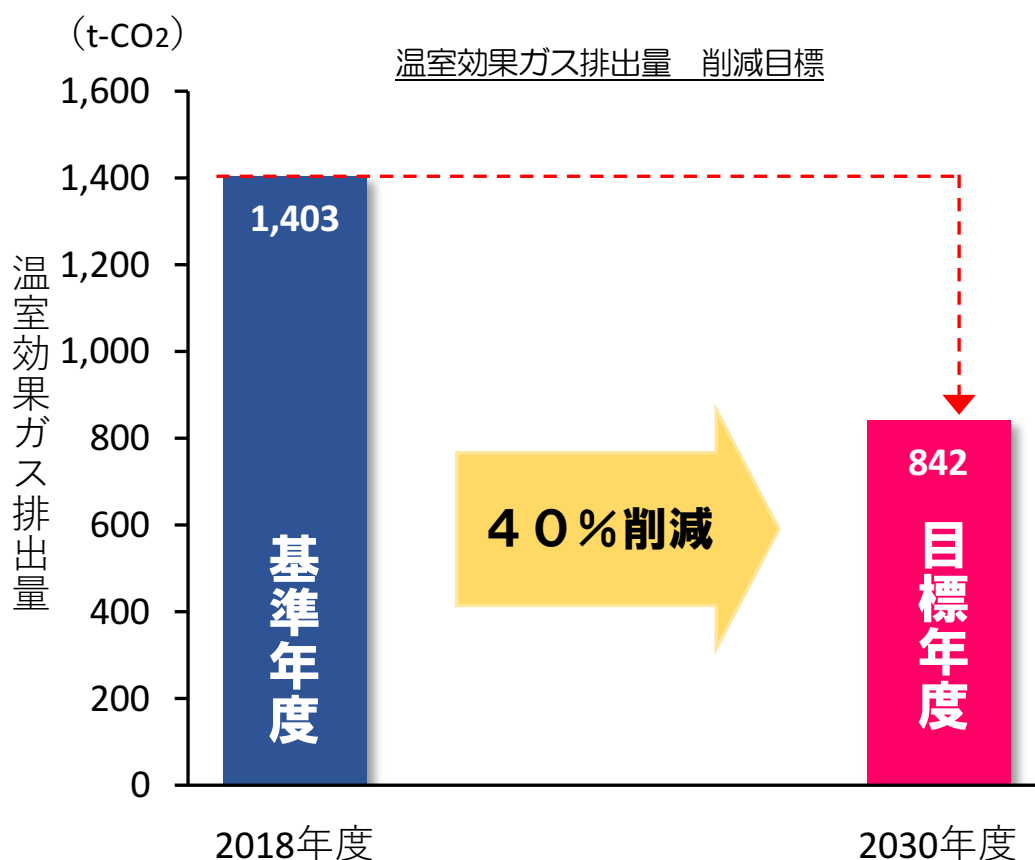
1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画に示した取組を着実に実施することにより、本村の事務事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、基準年度（2018年度）から2030年度までに40%削減することを目標とします。

また40%削減を目指すための指標として、年度ごとの削減目標を定めて計画の進捗管理を行います。

削減目標

2018年度を基準年度として、2030年度までに温室効果ガス排出量を40%削減することを目指します。



2 目標達成のための基本方針

本村では、これまで以上に地球温暖化対策を強化し、省エネの取組などを一層効果的・効率的に進め、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。

目標を達成するための基本的な方向性を以下に示します。

1 日常業務における職員の省エネ・省資源活動の継続実施

本村では、職員一人ひとりが環境配慮行動に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量の削減に着実に繋がってきました。今後も職員の意識向上にも繋がる日常業務に関する取組を継続していきます。

また、村の施設は村民や事業者等の利用が多いため、施設における省エネ・省資源の取組は村民や事業者等の協力が不可欠です。このため、今後も村民や事業者等への普及啓発に努めるとともに、連携・協力を続けていきます。

2 設備機器の省エネ運転及び改修・更新の推進

庁舎や公共施設から発生する温室効果ガスの削減に効果的な設備機器の運転制御や運用改善等省エネ運転を実施していきます。

また、庁舎や公共施設における、環境配慮型の設備機器等への改修・更新を計画的に推進していきます。このため、設備機器等の改修・更新に関連する補助・助成等の情報収集を積極的に行い、当該施設や設備機器担当等の情報を必要とする部署等に対する的確・迅速に情報提供を行います。

3 カーボン・マネジメントシステムの導入による計画の確実な進行管理

地球温暖化対策のみならず、本村の環境配慮行動を推進していくために、カーボン・マネジメントシステム（詳細は第5章を参照）を導入します。本システムにより本計画の進行管理を行っていくことで、本計画の着実な推進と更なる効果が期待されます。

また、温室効果ガス排出量の算定に係る事務局の事務負担の効率化を目指して、温室効果ガス排出量算定システムを導入します。

第4章 目標の達成に向けた取組

1 職員等の取組

各課・室・施設等の責任者は、本件担当職員だけでなく職場全体で、次に示す職場内で実施できる地球温暖化対策を推進します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容の一例
空調	<ul style="list-style-type: none">・執務室の温度を夏は高め(28℃)・冬は低め(19℃)にする。・空調の運転時間を適正化する。 例：空調の余熱を利用して終業時間より早めに空調停止する。
給湯等	<ul style="list-style-type: none">・給湯温度をこまめに調整する。 例：食器を洗うときには、低温に設定する。
照明	<ul style="list-style-type: none">・外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none">・利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止する。 例：エレベーターの運行を1基停止させる。
OA 機器	<ul style="list-style-type: none">・可能な範囲での省電力モードを採用する。
公用車	<ul style="list-style-type: none">・アクセル調整等のエコドライブに努める。・自転車や原動機付自転車等を利用し、公用車の利用を少なくする。
用紙類	<ul style="list-style-type: none">・両面コピー、裏面活用を徹底する。・資料の共有化や簡略化を図る。・庁内情報システムを有効利用する。
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none">・ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する。・割り箸・紙コップ等の使用を自粛する。・封筒、ファイル等の再利用を促進する。・プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する。・昼食等の食べきりを推進する。
物品購入	<ul style="list-style-type: none">・グリーン購入を推進する。

2 施設や設備管理者等の取組

庁舎・出先機関の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当職員と共に次に示す地球温暖化対策を推進します。

また、施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発等や、施設利用者等への地球温暖化対策等に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を確実に実施します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却水の水質管理 ・冷却塔充てん剤の補充 ・冷却塔熱交換器のスケール除去
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 ・冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具等の清掃 ・照明器具の定期的な保守及び点検

【庁舎等の設備機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水出口温度の適正化 ・熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・熱源機の運転圧力の適正化 ・熱源機の停止時間の電源遮断 ・熱源機のブロー量の適正化 ・燃焼設備の空気比の適正化
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 ・除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・給湯温度・循環水量の適正化
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断やCO₂削減診断等を受診し、設備等の運用改善を推進 ・庁舎等の新築や増改築時に、再生可能エネルギーの導入検討

「孺恋村公共施設等総合管理計画」に基づき今後策定する各施設の個別計画において、設備機器の改修・更新の方針を定めます。設備機器の改修・更新にあたっては、環境省が定めるL2-tech（先導的低炭素技術）認証製品一覧等に掲げるトップランナーの設備機器を積極的に採用します。

【庁舎等の設備機器の改修・更新に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 ・ヒートポンプシステムなどの高効率機器の導入 ・ポンプ台数制御システムの導入 ・ポンプの可変流量制御システムの導入 ・熱源機の台数制御システムの導入 ・配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調対象範囲の細分化 ・可変風量制御方式の導入 ・ファン等への省エネルギーの導入 ・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・全熱交換器の導入 ・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明対象範囲の細分化 ・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 ・人感センサーの導入 ・LED照明など高効率ランプへの更新
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御システムの導入
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・高断熱ガラス・二重サッシの導入 ・公共施設の緑化の推進
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車のエコカー導入
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や蓄電池の導入、太陽熱や地中熱の有効利用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・BEMS 等のエネルギーマネジメントシステムの導入

3 事務局の取組

事務局（総合政策課）は、次に示す取組を実施し、本計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努めます。

【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容の一例
情報提供	・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う。
	・ 省エネ診断やCO ₂ 削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う。
進行管理	・ 「本計画」の周知徹底を図る。
	・ 法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、本村の温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う。
	・ 各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する。
取組強化	・ 新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る。
情報公開	・ 毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する。

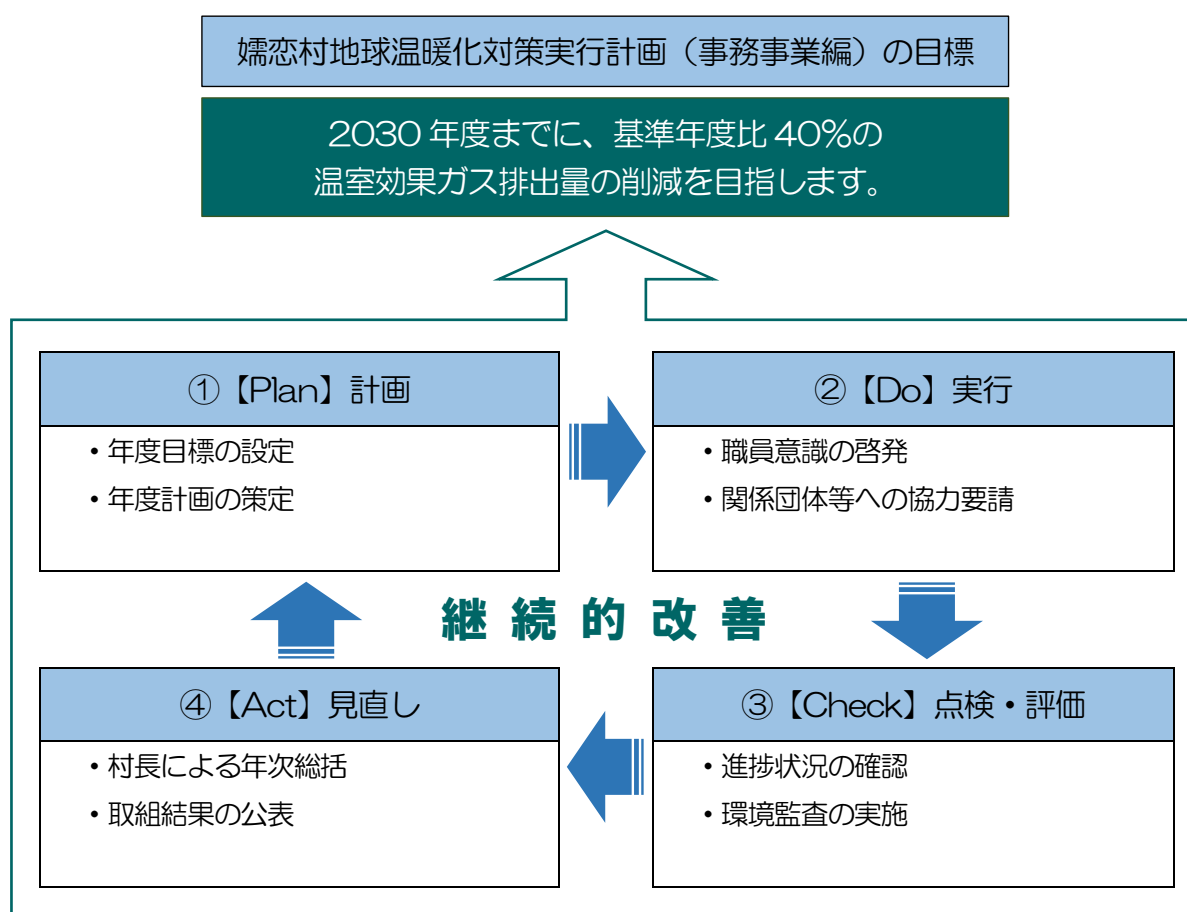
第5章 計画の進行管理・推進体制

1 進行管理

本村では、本計画による取組の進行管理を行うために、「カーボン・マネジメントシステム」を導入します。

この「カーボン・マネジメントシステム」に基づき、①【Plan】（計画）、②【Do】 実行、③【Check】 点検・評価、④【Action】 見直しの手順を踏む「PDCAサイクル」の流れで、計画を進行管理していきます。

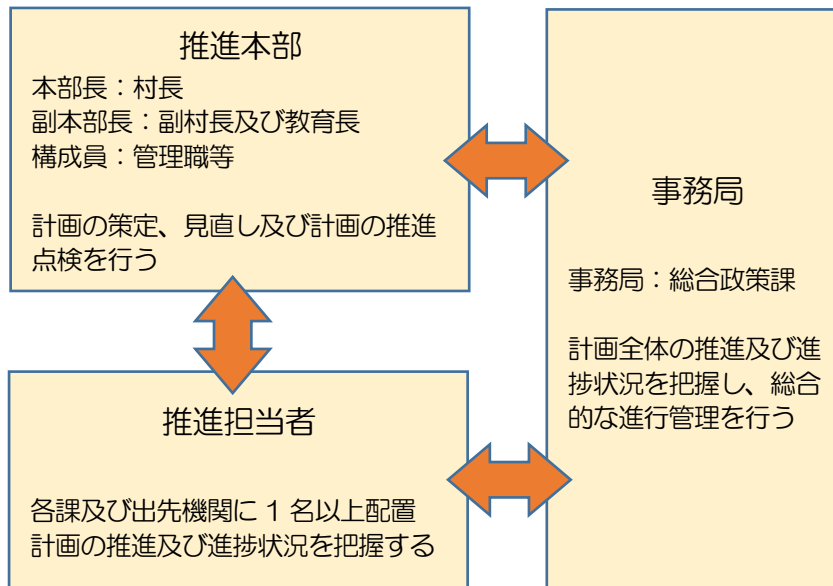
図表 12 計画の進行管理の仕組み（PDCAサイクル）



2 推進体制

本計画は、以下に示すカーボン・マネジメント体制を構築することにより、設定した温室効果ガス削減目標の達成に向けて全庁横断的に取組を推進します。

カーボン・マネジメント体制



(1) 推進本部

村長を本部長、副村長及び教育長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を総合政策課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

3 CMSの運用スケジュール

CMSは、以下のスケジュールに基づいて運用します。

CMS運用の年間スケジュール

月	実施事項
4月	<ul style="list-style-type: none">・推進担当者研修（事務局が実施）・前年度の取組実績（エネルギーデータ等）の評価
5月	<ul style="list-style-type: none">・当年度の年度目標の設定・前年度の取組実績（エネルギーデータ等）の集計・温室効果ガス排出量の算定
6月	<ul style="list-style-type: none">・推進本部（前年度の実績、当年度目標などの審議）・村長による年次総括・一般職員研修（推進担当者が実施）
7月	<ul style="list-style-type: none">・当年度の第一四半期（4月～6月）の取組実績（エネルギーデータ等）の評価
8月	<ul style="list-style-type: none">・前年度の取組実績の公表
9月	<ul style="list-style-type: none">・環境監査計画の作成
10月	<ul style="list-style-type: none">・当年度の第二四半期（7月～9月）の取組実績（エネルギーデータ等）の評価・環境監査員研修（事務局が実施）
11月	<ul style="list-style-type: none">・環境監査の実施
12月	<ul style="list-style-type: none">・環境監査結果のとりまとめ
1月	<ul style="list-style-type: none">・当年度の第三四半期（10月～12月）の取組実績（エネルギーデータ等）の評価
2月	
3月	

3 CMS の取組内容

①【Plan】計画

(1) 年度目標の設定

事務局（総合計画課）は、「孺恋村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げる温室効果ガスの削減目標を達成するため、当該年度の削減目標を年度当初に設定し、推進本部に諮ります。

本部長（村長）は、推進本部の審議結果を踏まえて、当該年度の削減目標を決定します。

事務局（総合政策課）は、決定した年度目標を各課・出先機関の推進担当者に周知します。

作成書類
<ul style="list-style-type: none">● 温室効果ガス削減の年度目標【事務局が作成】● 実行計画推進委員会の審議記録【事務局が作成】

(2) 年度計画の策定

各課・出先機関の推進担当者は、決定した年度目標を所属職員に伝達します。推進担当者は、年度目標を達成するため「省エネ・地球温暖化対策シート」を作成し、課長の承認を得て、事務局（総合計画課）に提出します。

推進担当者は、「省エネ・地球温暖化対策シート」の内容を所属職員に周知します。

作成書類
<ul style="list-style-type: none">● 省エネ・地球温暖化対策シート【計画推進員が作成】

②【Do】実行

(1) 職員意識の啓発

職員の環境意識の向上を図ることを目的として、以下の研修を実施します。

職員を対象とする研修

研修名	対象者	研修実施責任者	実施時期	研修内容
計画推進員研修	推進担当者	事務局	4月	実行計画（事務事業編）の内容や推進担当者の役割等について理解する。
一般職員研修	全職員	推進担当者	5月	当年度の目標や省エネ・地球温暖化対策シートの内容について理解する。
環境監査員研修	環境監査員候補者	事務局	10月	環境監査の手順・要点及び監査技能等を習得する。

作成書類

- 研修の実施記録（実施日、研修内容、受講者など）【研修実施責任者が作成】

(2) 関係団体等への協力要請

各課・出先機関の推進担当者は、所管する指定管理者や施設内で活動を行う事業者・団体等に対して、本村が行う地球温暖化防止活動への協力を要請します。

推進担当者は、要請した結果を「協力依頼先リスト」に記録します。

作成書類

- 協力依頼先リスト【計画推進責任者が作成】

③ Check】点検・評価

(1) 取組状況の確認

各課・出先機関の推進担当者は、所管する課・施設のエネルギー使用量等の実績をエネルギー実績入力シートに毎月入力します。

推進担当者は、四半期ごとに、エネルギー使用量等の増減要因を分析することにより、当該所属の取組状況を評価し、職員に必要な指示を行います。また、毎年5月に前年度の年間評価の結果を「省エネ・地球温暖化対策シート」に記入し、事務局（総合政策課）に報告します。

作成書類

- エネルギー実績入力シート【推進担当者が作成】
- 省エネ・地球温暖化対策シート【推進担当者が作成】

(2) 環境監査の実施

各所属の取組状況を確認するため、毎年11月に環境監査を実施します。

事務局（総合政策課）は、第三者または職員を環境監査員に任命します。環境監査員の力量が不足している場合は、必要な研修を行います。また、監査対象、実施期間等を定めた「環境監査計画」を作成します。

環境監査員は、リーダーを選出し、チーム内の役割分担を明確にします。

環境監査チームは、監査対象所属と実施日程を調整し、「環境監査シート」に基づき環境監査を実施します。環境監査結果は、事務局（総合政策課）を通じて、推進担当者に報告します。

推進担当者は、改善を要する指摘を受けた時は、改善のための処置を実施し、その結果を事務局（総合政策課）に報告します。

作成書類

- 環境監査計画【事務局が作成】
- 環境監査シート【環境監査員が作成】

④【Act】見直し

(1) 年次総括

事務局（総合政策課）は、毎年6月に、以下の活動状況を取りまとめ、推進本部に諮ります。

- ・ 温室効果ガス排出量の実績と推移
- ・ 年度目標の達成状況
- ・ 環境監査の結果

本部長（村長）は、推進本部での審議結果を踏まえ、1年間の活動状況を総括し、必要な指示を行います。

事務局は、指示内容を各課・出先機関の推進担当者に周知します。

作成書類
<ul style="list-style-type: none">● 年間の活動状況（温室効果ガス排出量の実績と推移、年度目標の達成状況など） 【事務局が作成】● 推進本部の審議記録【事務局が作成】

(2) 取組結果の公表

事務局（総合政策課）は、毎年8月に、「孺恋村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組の状況として、以下の内容をホームページ等で公表します。

- ・ 年間の温室効果ガス総排出量
- ・ 年度目標の達成状況
- ・ 年次総括の結果

第3次孺恋村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和2年 3月

発行 孺恋村役場 総合政策課

〒 377-1692 群馬県吾妻郡孺恋村大字大前 110 番地

電話：0279-96-0511（代表）